

主な改正箇所（伊賀、尾鷲熊野、南伊勢地域森林計画）

頁	本計画（令和2年12月樹立）	前計画（平成30年12月変更）
1	<p>I 計画の大綱</p> <p>3 計画樹立に当たっての基本的な考え方</p> <p>2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性</p> <p>(2) 県が目指す林業・森林の姿</p> <p>ア 森林の多面的機能の発揮</p> <p><u>森林は、林産物の供給をはじめ、<sup>かん</sup>県土の保全や水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能を有しており、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。</u></p> <p><u>このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握や、森林の公的管理を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指します。</u></p> <p>①構造の豊かな森林づくり</p> <p><u>公益的機能の発揮を重視すべき森林（環境林）については、針広混交林化等により、樹種や林種が異なり、高木から低木まで階層構造が多様で、若齢林から老齢林まで林分構造の違う森林の育成をめざして、間伐等を実施します。</u></p> <p><u>林地生産力が比較的高いと判断される森林（生産林）については、公益的機能と木材生産機能の両方を発揮する森林の育成をめざして、緑の循環のサイクルを確実なものとするように間伐や保育、造林等の整備を進めます。</u></p> <p>②県民の命と暮らしを守る森林づくり</p> <p><u>近年頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「みえ森と緑の県民税」を活用して、流木や土砂流出の発生を抑止するための調整伐、流木や土砂の除去作業、人家裏や通学路沿いの倒木等の恐れのある危険木の伐採により「災害に強い森林づくり」を進めます。</u></p> <p><u>また、森林の保全のため、保安林制度や三重県水源地域の保全に関する条例の適正な運用による森林の管理、獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を実施します。</u></p>	<p>I 計画の大綱</p> <p>3 計画樹立に当たっての基本的な考え方</p> <p>2) 林業・森林管理の現状と目指すべき方向性</p> <p>(2) 県が目指す林業・森林の姿</p> <p>ア 森林の多面的機能の発揮</p> <p><u>森林は、木材の供給をはじめ、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。</u></p> <p><u>このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。</u></p> <p><u>県では三重県型森林ゾーニングにより森林を生産林と環境林に区分し、生産林については良質な木材を安定的に生産できる健全な森林を維持し、同時に公益的機能を高度に発揮させることを目標としています。また、環境林については天然林と人工林の調和を取りながら適切な森林管理を推進し、森林の多面的な機能を高度に発揮させることを目標としています。</u></p> <p><u>この目標の達成に向け、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。</u></p>

2	<p><u>③森林づくりを推進する体制の強化</u>  <u>森林環境譲与税の導入や森林経営管理法の施行を受け、市町の役割がますます重要となることから、専門的知識と技術を備えたアドバイザーによる相談や巡回指導を行うほか、市町の森林管理を促進するため、森林クラウド等を活用して森林簿や森林資源情報を共有するなどの取組を進めるとともに、県の地域機関を通じて市町との意見交換や情報交換を十分に行うことで、地域の実情に応じたきめ細かな協力・支援となるよう努めます。</u></p> <p>イ 林業の持続的発展  <u>豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を通じて、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、脱炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮していくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人づくり、県産材の利用促進などを通じて林業の持続的な発展を図ります。</u></p> <p><u>①林業および木材産業等の振興</u>  <u>林業普及指導員等による森林経営計画の作成支援により森林施業の集約化を進めるとともに、林業経営の集積・集約化の受け皿として、意欲と能力のある林業経営者の公募・公表を進めます。</u>  <u>また、林業の持続的な発展を図るため、搬出間伐や森林作業道の整備、高性能林業機械の導入、特用林産振興施設の整備に対する支援等を進めるほか、航空レーザ測量による森林資源の把握など林業のスマート化の実現に向けた取組を進めるとともに、森林資源について新たな視点で有効活用できる技術開発を促進します。</u></p> <p><u>②森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり</u>  <u>県では、「みえ森林・林業アカデミー」を開講し、関係団体と連携して、新たな視点や経営感覚及び科学的な知見を備えた経営者や、森林経営管理制度に対応できる市町職員の育成を進めます。</u>  <u>また、林業の新規就業者の確保を図るため、就業・就職フェアにおける相談対応や高校生向けの林業職場体験研修等による情報提供を実施します。</u></p>	<p>イ 林業の持続的発展  <u>放置された人工林が増加しており、間伐等の手入れが遅れた林分は過密なために木の成長が悪くなるだけでなく、林床植生の減少、土砂流出、土壌の貧栄養化等が起こり、良質な木材が生産できなくなります。また、これは同時に水源涵養や生態系の保全といった公益的機能が低下することにもなります。即ち、木材需要に応じて安定的に良質な木材を生産し健全な森林を維持していくことが、同時に森林に求められる公益的機能の発揮にも貢献することになります。</u>  <u>このような状況をふまえ、三重県では「木を植え、育て、収穫して利用し、また植える」という『緑の循環』を通じて、健全な森林づくりを行うこととしており、この循環を効率的に機能させるためには、持続的な林業活動が不可欠となっています。</u></p> <p><u>①提案型・集約化施業施業の推進</u>  <u>低コスト作業システム等を導入して効率的に施業を行うためには、施業の団地化等により集約的に施業を行うことが効果的です。平成26年度末現在、三重県においては26名が森林施業プランナーとして登録され、提案型・集約化施業を推進しています。引き続き、森林施業プランナーの育成を推進するとともに、集約化の妨げとなっている所有地境界の不明確を解消するため、行政、森林所有者、森林組合等が連携して境界の明確化を進めることが必要です。</u></p> <p><u>②県産材の利用促進と供給体制の確保</u>  <u>県産材の利用を促進するためには、県民に対するPR、公共施設での木材利用の促進、大規模な需要に対応できる供給体制の確保、住宅瑕疵保障制度へ</u></p>
---	--	---

<p>③県産材の利用の促進</p> <p>県産材の利用拡大を図るため、付加価値の高い製品の販売展開の促進、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等の普及啓発、川上から川下に至る幅広い関係者の情報共有の機会づくりによるサプライチェーンの構築支援、公共建築物の木造・木質化を促進します。</p> <p>また、未利用間伐材などの有効活用のため、市町や森林組合、NPOなどと連携した「木の駅プロジェクト」を推進するなど、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。</p> <p>ウ 森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興</p> <p>森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育（森林環境教育・木育）の振興が必要です。</p> <p>森林の文化的価値の保全、活用のため、市町や地域の自然環境保全団体等の保全活動の促進やガイドブックの作成等による情報発信を進めます。</p> <p>また、森林教育（森林環境教育・木育）については、今後、明確な目的意識の下、より効果的に実施していくため、その取組の方向性を改めて整理した「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育活動の展開や支援、関係機関との連携強化、森林教育を実践できる指導者の養成等の取組を進めます。</p> <p>エ 森林づくりへの県民参画の推進</p> <p>森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。</p> <p>「企業の森」の協定による森林整備や「緑の募金活動」による緑化意識の啓発、植樹祭の開催等により、さまざまな主体による森林づくりやその意識の醸成を促進します。</p> <p>また、県民全体での木づかいを促進するため、民間事業者が県産材を積極的</p>	<p>の対応、「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及と需要の拡大、設計事務所や林業・木材産業関係者、森林所有者の連携等が必要です。</p> <p>県では引き続き「三重の木」等の販路開拓、公共建築物への木材利用等の取組を進めるほか、木質バイオマス発電所の稼働によって増大する木質チップ需要を下支えに、木材生産・流通体制の整備を進めます。</p> <p>ウ 森林文化及び森林環境教育の振興</p> <p>森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。</p> <p>森林環境教育をより効果的なものとするため、教員と連携して森林に関する情報を共有していくとともに、小中学校における森林を学習する機会の増加や内容の充実を図っていきます。併せて、学校からの要望に応えられるよう、森林環境教育指導者のスキルの向上をさらに進めます。</p> <p>また、県民に広く森林について知ってもらうため、森林文化及び森林環境教育関連の拠点や各種イベントでのPR活動、自治体広報や各種メディア、三重県のホームページ等により、森林に関する情報を効果的に発信していきます。さらに、観光産業と連携し、主要な観光地や観光協会ホームページ等を活用し、観光客向けに森林に関する情報の発信することも考えられます。</p> <p>エ 森林づくりへの県民参画の推進</p> <p>森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。</p> <p>森林は成長するのに時間がかかるため、協働による森林づくりにおいても長期にわたり持続的に取り組んでいくことが必要です。そのためには各主体に大きな負担がかからないよう、それぞれの立場でできることを少しずつ進めていくことが重要になります。これを踏まえ、森林整備に多様な主体が無理なく参</p>
--	---

5	<p>かつ計画的に使用する「木づかい宣言」登録制度を推進し、木製玩具を出展する「ミエトイ・キャラバン」の実施等で木にふれてもらう機会を創出します。</p> <p>3) 三重県の森林づくりに係る県の施策  三重県では2019（平成31）年3月に策定された「三重の森林づくり基本計画2019」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下のような施策を展開しています。</p> <p>II 計画事項  第6 計画量等  〔尾鷲熊野地域、南伊勢地域森林計画区において、  4 林道の開設及び拡張に関する計画を変更しました。〕</p>	<p>加し、持続的に活動していける仕組みづくりを進めます。また、森林づくりに取り組みたいと考える企業やボランティアへの必要な情報や技術支援を行うとともに、森林とふれあうイベントを開催するなど、森林を守るためにそれぞれの立場でできること等の情報発信に取り組みます。</p> <p>3) 三重県の森林づくりに係る県の施策  三重県では2012（平成24）年3月に策定された「三重の森林づくり基本計画2012」に基づき、「森林の多面的機能の発揮」、「林業の持続的発展」、「森林文化及び森林環境教育の振興」、「森林づくりへの県民参加の推進」に向けて、以下のような施策を展開しています。</p> <p>II 計画事項  第6 計画量等</p>
---	---	--